

入 札 約 款

(目 的)

第1条 南房総広域水道企業団の発注に係る物品の購入、製造及び印刷の請負に関する契約に係る指名競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについて地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、仕様書、見本物品を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、仕様書、見本物品等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は物品の購入、製造及び印刷の請負にあつては、別記第1号様式の1によりまた車両の購入及び物品（車両を含む）の交換にあつては、別記第1号様式の2により作成し、封緘のうえ、入札者の氏名を表記し、通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。ただし、年間代理人にあつては年間委任状の写し副代理人にあつては年間委任状の写しと副代理人委任状を提出することをもって足りる。

4 入札参加者又はその代理人（副代理人を含む）は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人（副代理人を含む）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人（副代理人を含む）とすることはできない。

(入札の取止め等)

第3条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効となる入札)

第4条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札。（免除の場合を除く）
- (4) 記名、押印を欠く入札。
- (5) 金額を訂正した入札。

- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (7) 明らかに連合であると認められる入札。
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札。
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札。

(落札者及び落札価格の決定)

第5条 落札者及び落札価格の決定については、次の各号によるものとする。

- (1) 物品の購入、製造及び印刷の請負に係る入札において、入札を行った者のうち予定価格以下で最低価格をもって入札したものを落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8を加算した金額を落札価格とする。
- (2) 車両の購入及び物品（車両も含む）の交換による購入に係る入札において、入札を行った者のうち予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額を落札価格とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第6条 落札者となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第7条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは再度の入札を行い、再度入札は1回を限度とする。

(契約の締結)

第8条 落札者は、落札決定の日から7日以内に入札執行者の示す契約担当課に出頭し契約担当者の指示に従い契約を締結しなければならない。

(異議の申立)

第9条 入札した者は、入札後この約款、仕様書、見本物品等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(沿革)	平成 2年10月12日制定	平成 2年10月12日施行
	平成 9年 4月 1日改正	平成 9年 4月 1日施行
	平成26年 1月28日改正	平成26年 4月 1日施行